

人権擁護委員の推薦について

下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和5年2月20日提出
霧島市長 中 重 真 一

記

氏 名 ほりのうち しょうじ
 堀ノ内 昭二

（提案理由）

人権擁護委員の湊^{みなと} 泰洋^{やすひろ}氏の任期が令和5年6月30日で満了となるため、同氏の後任として推薦しようとするものである。